

## 議第53号

呉市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

呉市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

呉市後期高齢者医療に関する条例（平成20年呉市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第55条第1項本文」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「病院等（同項）」を「病院等（法第55条第1項）」に改め、同条第3号中「同項」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第4号中「同項」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「同号」を「法第55条第2項第2号」に改め、同条に次の1号を加える。

- (5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であつて、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により呉市に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であつた被保険者

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の呉市後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成30年度以後の保険料を徴収すべき被保険者について適用し、平成29年度以前の年度分の保険料を徴収すべき被保険者については、なお従前の例による。

（提案理由）

高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定の整備をするため、この条例案を提出する。